

改 正 案	現 行
建設省告示第千八百九十九号	建設省告示第千八百九十九号
木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件	木造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第四十六条第一項第一号ハ、同条第三項、令四十八条第一項第一号ただし書及び令第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を次に定める。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第四十六条第一項第一号ホの規定に基づき、木造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を次に定める。
木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算は、次に定めるものであること。	木造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算は、次の各号に定めるものであること。
一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。	一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算すること。
二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によつて計算すること。	二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる組合せによる各応力の合計によつて計算すること。
三 第一号の構造耐力上主要な部分」として前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。	三 前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による长期の応力又は短期の応力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。
四 建築物の地上部分について、令八十八条第一項に規定する地震力（以下の号において「地震力」といふ。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変	四 建築物の地上部分について、令八十八条第一項に規定する地震力（以下の号において「地震力」といふ。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変

位の当該各階の高さに対する割合が「百分の一」（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百一十分の一）以内であることを確かめること。ただし、令第四十六条第三項にかかる計算を行うにあたつては、この限りでない。

五 必要がある場合には、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起らならないことを確かめること。

位の当該各階の高さに対する割合が「百分の一」（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百一十分の一）以内であることを確かめること。

五 必要がある場合には、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起らならないことを確かめること。